

「デジタル田園都市国家構想 東海地域通信インフラ整備推進協議会」
開催要綱

1 目的

東海地域における「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、光ファイバ、5G等の通信インフラ整備に資するため、自治体、通信事業者等の間でのデジタル実装とインフラ整備のマッチングを推進する。

2 名称

本会は、「デジタル田園都市国家構想 東海地域通信インフラ整備推進協議会」と称する。

3 取組事項

(1) 光ファイバ・5G共通事項

- ①地域ニーズ等と通信事業者の整備計画・整備意向とのマッチング
- ②潜在的なニーズの発掘・具体化と最適なデジタルツールのマッチング

(2) 光ファイバ関連事項

- ①学校・公共施設の所在地への整備

(3) 5G関連事項

- ①公有財産等で基地局を設置可能な施設のデータベース化及び共有
- ②公有財産等での基地局設置に際し、設置候補箇所での光ファイバや電源確保について検討
- ③補助事業の活用により優先して整備する箇所を選定

(4) その他「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に関する事項

4 構成及び運営

- (1) 本協議会の構成機関は、別紙のとおりとする。
- (2) 本協議会は、必要に応じ構成員またはオブザーバーとして追加することができる。
- (3) 本協議会は、必要に応じ構成機関以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (4) 会合の開催日時、議事、出席者の構成等は、事務局が必要に応じ構成機関等と調整し定める。
- (5) 会合は年に1～2回程度開催する。また、必要に応じ地域（県別等）別、分野（光ファイバ、5G等）別の会合を開催する。
- (6) 本協議会では、通信事業者の整備計画に係る詳細な情報や整備箇所の選定に資する情報などを取り扱うため、会合は原則非公開により開催する。
- (7) 事務局は会合終了後速やかに議事概要を作成し構成機関間で共有する。なお、作成した議事概要、配布資料等とともに原則公開する。ただし、公

開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合は、議事概要、配布資料等の全部又は一部を非公開とすることができる。

(8) その他、本協議会の運営に必要な事項は東海総合通信局が定める。

5 開催期間

本協議会の開催期間は、デジタル田園都市国家インフラ整備計画の目標達成年度までとする。

6 その他

本協議会の事務局は、東海総合通信局情報通信部情報通信振興課、無線通信部電波利用企画課及び陸上課がこれを行うものとする。

「デジタル田園都市国家構想 東海地域通信インフラ整備推進協議会」構成機関

1 構成員

(自治体)

岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市、静岡市、浜松市、
本協議会に継続的に参加することを希望する東海地域の市町村

(通信事業者)

西日本電信電話株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
日本ケーブルテレビ連盟東海支部
株式会社NTTドコモ
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社

(国の機関)

農林水産省関東農政局
東海農政局
総務省東海総合通信局

2 オブザーバー

(インフラシェアリング事業者)

株式会社JTOWER
住友商事株式会社
Sharing Design 株式会社

(基地局設置協力事業者)

日本郵便株式会社

(有識者)

東海管内に活動基盤を持つ地域情報化アドバイザー

※ 必要に応じ構成員やオブザーバーを追加するものとする。

(事務局) 東海総合通信局